

「SEMICON Taiwan」ブース装飾等委託業務
【企画作成仕様書】

1 SEMICON Taiwan 概要及びブース出展概要

(1) SEMICON Taiwan

開催期間：令和8年9月2日（水曜日）～4日（金曜日）

開催場所：TaiNEX 1&2（台北市南港区経貿二路1号・2号）

主催：SEMI Taiwan

(2) ブース出展概要

主催：福岡県半導体・デジタル産業振興会議

小間数：合計7小間（ $12\text{m} \times 6\text{m} - 9\text{m}^2 = 63\text{m}^2$ (※)、3面解放

※ブース全体の面積から、ブース内に設置される柱分の面積(9m^2)を引いたもの

2 委託業務内容

「SEMICON Taiwan」におけるブースの装飾に係るデザイン、設営、施工、撤去及び運営等の一切の業務（ブース内の電気・設備等を含む）。

(1) 装飾全般

- ・ブース内に「出展者ブース」「総合案内」「商談スペース」及び最低限の「ストックヤード」を設けること。
- ・「商談スペース」は、ブース外から見える位置に配置し、2か所設けること。
- ・福岡県、福岡市、北九州市の特色を活かし、かつ「集客」が期待できるデザインとすること。
- ・当展示会の「出展者サービスマニュアル」及び「柱装飾ガイドライン」を熟読の上、装飾案を作成すること。

(2) 展示ブース

- ・出展者ブースを9ブースと総合案内1ブースの計10ブースを設営すること。
- ・出展者ブースは1ブース当たり幅1.7m程度×奥行1.0m程度のスペースを確保すること。
- ・各ブースの基本設備は以下のとおりとし、その他、集客や機能性の向上に資する設備等があれば提案すること。

【各ブースの基本設備】

- ① 社名板 × 1枚
- ② 展示台（幅0.9m程度×奥行0.7m程度×高さ0.9m程度） × 1台
※寸法は参考程度とし、若干の増減は問題ない。
- ③ コンセント（110V） × 2口
- ④ スポットライト × 1式
- ⑤ 展示用パネル（A1） × 2枚 ※パネルの印刷を含む

(3) 九州パビリオンに関するロゴマークの制作

- ・SEMICON Taiwanにおけるブース装飾やパンフレット等に使用する九州パビリオンのロゴマークを制作すること。

- ・ロゴマークについては、既存の九州ロゴマークのロゴに、九州パビリオンの文字を付記するデザインとすること。
- ・デザイン案について2案作成し、発注者と協議の上、1つのロゴマークを採用すること。
- ・九州ロゴマークについては次のページを参照。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushulogomark.html>

(4) 通訳者の手配

【前日準備】

- ・日本語・中国語の通訳を1名配置すること。

【会期中】

- ・日本語・中国語の通訳を9名配置すること。
- ・日本語・英語の通訳を2名配置すること。

(5) 展示物運搬

- ・展示物（段ボール180サイズ10個程度）について、県庁・会場間を運搬すること。

(6) 主催者及び出展者との調整

- ・ブース装飾や展示会運営に関して、主催者及び出展者と調整を図ること。

(7) その他

- ・出展に当たり、集客効果を高める独自アイデアがあれば、積極的に提案すること。

3 実績報告等

令和8年10月15日までに振興会議に次の書類を提出すること。

- ・委託業務完了報告書
- ・収支精算書
- ・事業実績報告書

※上記書類は、紙媒体（A4判）及び電子ファイル（Word、Excel、PowerPoint いずれかのファイル形式及びPDF形式）にて提出すること。

4 再委託について

本業務の実施において再委託を行う場合は、事業者の選定は公正に行い、あらかじめ振興会議の承認を得ること。

また、再委託事業者へ研修会等を実施し、進捗管理の徹底及び事業間連携を図ること。

5 実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、展示会主催者の定める出展規定を満たすこと。
- (2) 見積額には電気幹線工事費（1次側）、電気使用費も盛り込むこと。
- (3) 福岡県半導体・デジタル産業振興会議の代理として、展示会主催者に対し、装飾に関連する手続きを行うこと。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを

適正に行うこと。

- (6) 本事業に関し、出展企業の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (7) 振興会議が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託事業者は、振興会議の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (8) レイアウトや出展企業の変更により、仕様に変更が生じた場合は、振興会議と受託事業者が協議し、決定するものとする。
- (9) そのほか、本仕様書に定めのない事項については、振興会議と受託事業者が協議し、決定するものとする。